## 【保育業務支援システム導入運用業務委託事業者選定基準】

		項目	評価の視点	評価点
機能性	1	システム概要	<ul><li>・利用者が使いやすいシステムとなっているか。</li><li>・利用者がわかりやすい画面表示になっているか。</li></ul>	10
	2	園児情報管理機能	・園児情報は、情報の取込・検索・閲覧が容易であるか。	5
	3	登降園管理機能	・登降所の際、スムーズに打刻でき、記入漏れや修正等による変更入力が容易であるか。 ・登降所の際、視診内容等を迅速に入力でき、また容易に確認できる工夫がされているか。	10
	4	帳票管理機能	<ul><li>・本町の実情にあった帳票に対応できているか。</li><li>・帳票の見直しがあった場合に、変更が容易にできるか。</li><li>・どの職員でも帳票入力が容易であり、利用者の負担軽減に配慮しているか。</li></ul>	15
	5	職員のシフト管理機能	・職員のシフト作成ができるか。また、シフト内容の修正が容易にできるか。	10
	6	情報セキュリティ対策	<ul><li>・不正アクセス対策等情報セキュリティ対策が十分に実施されているか。</li><li>・個人情報が漏洩しないための技術的な措置は十分か。</li></ul>	10
	7	サポート・保守体制	・定期的にデータバックアップが行われるか。 ・システムトラブルが発生した場合に速やかな対応が可能であるか。 ・サービス提供時間は24時間365日であるか。 ・操作方法を目的とした研修を実施することができるか。	10
独自性	8	新規·独自提案	・本町にとって有用な提案があるか。	10
適性	9	委託業務実績	・導入実績がどの程度あるか等、類似の業務の実績を総合的に評価する。	5
	10	経営状況	・事業者の経営状況、履歴等が健全化どうか。	5
	11	見積金額	次の算定式により算出する。 評価点=配点(10点)×最低見積金額/提案者見積金額 ・見積金額が最も低い提案者は10点とする。 ・小数点以下第2位四捨五入。 ・提案限度額を上回る場合は失格となる。	10
			合計点	100